

# 令和4年度 国の施策等に関する提案・要望項目 一覧

令和3年6月14日

要望項目	要望内容（要旨）
<p>1. 地方創生・地域づくりの推進</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 内閣府 総務省 国土交通省</p>	<p>① 今般のコロナ禍により都市の脆弱性が明らかになったことから、東京一極集中の是正は喫緊の課題であり、地方回帰を積極的に促進する観点から、地方への新しい人の流れを生み出す地方創生を一層強化するなど、政府を挙げてこれまで以上に大胆に取り組むこと。</p> <p>② 政府関係機関・企業・大学の地方分散の推進等、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関の第2弾移転検討を進めるなど、国家戦略として大胆かつ継続的に取組を進めること。</p> <p>③ 地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。</p> <p>④ 地方創生推進交付金について十分な規模の確保に加え、財政力に応じた交付率の引き上げ及び地方の意見を踏まえた申請要件の緩和や用途の弾力的な運用を図ること。</p> <p>⑤ 近年、人口減による利用者減やドライバー不足等により、バス、タクシーの事業縮小、撤退が顕著となってきていることから、交通政策基本法や地域公共交通活性化再生法の趣旨も踏まえ、地域の実情・ニーズに応じたドアツードア型の移動手段の確保や住民主体の共助交通、地域の多様な輸送資源に対し、効率的な路線再編に向けた補助制度の見直しを含め、財政支援を拡充・創設するとともに、地方自治体が交通事業者と連携して取り組む地域交通のデジタル化（バス情報の国際標準化、乗降データの取得、キャッシュレス決済等）に対する支援の強化・拡充を行うこと。</p> <p>⑥ 地域鉄道事業者が、鉄道施設及び車両の設備投資を計画的に進められるよう、鉄道施設総合安全対策事業費補助金及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金について必要な予算を確保すること。</p>
<p>2. 地方分権の推進と地方税財源の拡充</p> <p>【主な要望先】 内閣府 総務省 衆議院議長 参議院議長</p>	<p>① 参議院選挙における合区について、民主主義の在り方としての都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、憲法改正等も含め、抜本的に解消すること。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税や交付税の原資となる国税の収入の落ち込みが引き続き懸念されることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保し、別枠の加算により、臨時財政対策債の増加を抑制すること。併せて、地方部においても地域経済に甚大な影響が生じていることから、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるよう、適切な交付税の算定を行うこと。</p> <p>③ 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引き上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化するとともに、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて財源調整機能を適切に発揮し、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにすること。</p> <p>④ 臨時財政対策債の残高が累増していることから、地方交付税の法定率引上げにより交付税原資を確保し、臨時財政対策債の縮小・廃止に努めること。</p> <p>⑤ 公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債を継続するとともに、公用施設にも対象を拡充すること。</p> <p>⑥ 新型コロナウイルスの影響による消費の抑制等により、地方税収が基準財政収入額で見込んだ額から大きく減少することが懸念されるため、引き続き、地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目を減収補てん債の発行対象に追加すること。また、地方税の猶予対象事業者が破産等で支払能力を失った場合、地方税収の減少が見込まれることから、新型コロナウイルスの影響や地方税収の動向を注視し財政措置を検討すること。</p> <p>⑦ 地方分権改革に関する提案募集にあたっては、地方からの制度改正に関する提</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>案を真摯に受け止め、従うべき基準の参酌基準化や事務・権限の移譲など地方が従前より求めてきた重点課題の実現を図ること。特に、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要している計画策定について、法令の見直し等を行うこと。また、地方分権改革有識者会議では、国と地方の役割分担や国と地方の実質的な協議の仕組みづくりなど、制度的な課題について議論し、問題提起を行うこと。更に、実証実験的に権限移譲を行う「地方分権特区」を制度化すること。</p>
<p>3. 防災・減災対策と社会基盤の整備</p> <p>【主な要望先】 内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省</p>	<p>① 令和2年7月豪雨等、相次ぐ大規模災害に備えるため、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る予算を当初予算に計上するとともに、予防的治水対策としての基幹的施設である河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備等の直轄事業の集中的促進や治水対策への支援も含め、今後も必要な予算、財源を安定的に確保すること。</p> <p>② 気候変動の影響により海岸線の侵食が増大しているため、国土保全の観点から、海岸管理者が実施する海岸の侵食対策に一層の財政的支援を講じること。</p> <p>③ 被災者の生活復興に大きな効果のある「災害ケースマネジメント」による支援を制度化すること。</p> <p>④ 同一災害による被災地でありながら、自治体の財政規模や被害規模によって局地激甚災害指定を受けられない場合があることから、指定基準を緩和するとともに、速やかな復旧が図られるよう、より早期に指定すること。</p> <p>⑤ 災害救助法による住宅の応急修理について、損害割合が10%以上20%未満の住家が対象に追加されたが、これを損害割合10%未満の住家にまで拡大すること。</p> <p>⑥ 災害時の透析医療を確保するため、医療施設の非常用電源や給水施設の整備に係る補助制度について、災害拠点病院やへき地診療所等に加えて、透析医療を担う病院・診療所も対象とすること。</p> <p>⑦ 感染症流行時に自然災害が同時発生した場合に安全な避難誘導等を行うためのガイドラインの作成等について検討すること。</p> <p>⑧ 被災した鉄道施設の速やかな復旧を図るため、鉄道軌道災害復旧事業の補助率や地方自治体の負担分に対する特別交付税措置の引上げなど、財政的支援を拡充するとともに、鉄道事業者による土地の一時使用等を可能とする法的な仕組みを創設すること。</p> <p>⑨ 地方創生や国土強靱化に不可欠な高速道路ネットワークの早期整備のため、米子～境港間の高規格道路、山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）の早期事業化や山陰道（北条道路）・山陰近畿自動車道（岩美道路）・鳥取自動車道（志戸坂峠防災事業）の整備促進など、ミッシングリンクを一刻も早く解消すること。</p> <p>⑩ 米子自動車道の全線4車線化や高規格道路の暫定2車線の早期解消を図るとともに、事故多発の状況を踏まえ、ワイヤーロープ設置等、早期の安全対策を講じること。</p> <p>⑪ 日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保等の観点から、山陰における新幹線も含む鉄道の高速度整備を推進すること。なお、新幹線整備にあたっては、整備に係る予算を拡充するとともに、地方負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直しなど、国家戦略的観点から幅広く検討すること。</p> <p>⑫ 国内RORO船の定期航路の境港寄港の実現など日本海側の航路拡充を一層推進すること。また、境港及び鳥取港の機能強化を図るため、令和2年度に改定した港湾計画に基づき、県と一体となって取り組むとともに、鳥取港の防波堤整備について、令和4年度に確実に着手できる予算を確保すること。</p> <p>⑬ 地方の道路整備に必要な社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金が減少していることから、道路予算の総額の拡大や制度の拡充を図り、整備が遅れている地方に重点配分すること。</p> <p>⑭ 国土交通省等直轄事業における地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>用に対して、より一層の配慮を行うこと。</p> <p>⑮ 災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯（特殊土壌地帯）のインフラの保全と農業生産力の向上を図るため、令和3年度末までの時限立法である「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」について、期限を延長すること。</p>
<p>4. ゼロカーボン及びデジタル社会の実現</p> <p>【主な要望先】 総務省 経済産業省 文部科学省 環境省</p>	<p>① 2050年の脱炭素社会の実現のため、脱炭素先行地域における取組をはじめ、屋根置き太陽光や省エネ住宅などの重点対策に対する財政支援措置を充実させるとともに、これら先行的な脱炭素モデルが全国に広がる波及効果・好循環を生み出す制度や支援の仕組みを創設すること。また、太陽光発電設備の設置促進のため、多雪地などの地域の実情を踏まえた財政支援措置を国として講じること。加えて、自治体の高性能な省エネ住宅の普及に係る取組に対して国として支援するとともに、年間を通じて利用できる支援制度に見直しを行い、利用拡大を図ること。</p> <p>② 地方部においても、脱炭素社会に対応した産業構造への円滑な転換が図られるようグリーンイノベーション基金について、中小企業も取り組みやすい仕組みとするなど、地域中小企業による脱炭素に向けた新たな取組に対する支援を行うとともに、気候変動対策の推進・強化に際しては、地域中小企業への過度な負担が生じることがないように、成長分野への業態転換支援など含め、必要となる対策を併せて講じること。</p> <p>③ プラスチックごみの削減に向けて、プラスチック製品の代替製品の開発・導入の促進支援等、法的措置を含め実効性のある対策を講じること。</p> <p>④ 食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減法の制定に伴う具体的な施策を推進すること。</p> <p>⑤ 風力発電等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の整備を行うとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築し、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。また、国内外の先行事例について評価書段階における予測結果と稼働後における実際の環境影響を比較検証し、予測精度を向上させること。</p> <p>⑥ 再生可能エネルギーの導入促進のため、系統連系に必要な地域内連系線の増強など、接続容量不足を解消すること。また、蓄電池の低価格化に向けた技術開発を促すとともに、導入に係る支援を拡充すること。</p> <p>⑦ 使用済太陽光パネルのリサイクルシステムを早期に構築すること。</p> <p>⑧ 日本海沖における表層型メタンハイドレートの開発に向けた生産技術開発や詳細な資源量把握に向けた海洋調査を推進するため、調査等に係る予算を拡充し、エネルギー国産化に向け全力を挙げること。</p> <p>⑨ 地域の情報通信基盤である光ファイバ網（ブロードバンド網、ケーブルテレビ網）に係る補助対象地域の要件緩和、予算確保を図るとともに、地域の実情に即した運用を行うなど、光ファイバ網の早期整備に向け支援の拡充を図ること。</p> <p>⑩ 市町村基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に当たっては、全ての市町村において円滑に移行できるよう適時適切な情報提供を行うとともに、移行に伴い影響を受ける全てのシステムの改修等に対し財政的支援を行うこと。</p> <p>⑪ 「GIGAスクール構想」事業の円滑な実施に向け、継続的に必要となる経費にかかる地方自治体の負担について、一層の支援を行うこと。また、遠隔授業について、学校が弾力的に標準授業時間数への算定や単位認定を行えるようにすること。</p>
<p>5. 子育て支援・少子化対策</p> <p>【主な要望先】 内閣府</p>	<p>① 子どもを中心に、既存の縦割りを打破するため、各府省の担当部局を統合再編して、こども庁を創設するとともに、子どものため、子どもの権利を守る観点を第一とし、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織とすること。さらに、子ども関連の政府支出について、欧米の先進諸国並みに引き上げることを目安に拡大すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
文部科学省 厚生労働省	<p>② 幼児教育・保育の無償化の対象を住民税課税世帯の0～2歳児に拡大するなど、子育てに係る親の負担軽減を図ること。また、地方公共団体が独自に認定・認証し、助成等の支援を行うことにより、一定水準以上の質が確保された「森のようちえん」を利用する子どもについて、保育の必要性に関わらず幼児教育・保育無償化の対象とすること。加えて、令和3年度に創設された「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な事業者の参入促進・能力活用事業」について、保育料軽減額を幼児教育・保育無償化と同程度とすること及び児童割合等の要件を緩和し、柔軟に活用できるようにすること。</p> <p>③ 幼稚園教諭の確保・定着に向け、更なる処遇改善や配置基準に加え、幼稚園を利用する児童についても、保護者が真に必要とする保育時間を認定することで預かり保育の時間が適切なものとなるよう、認定要件の見直しを行うこと。</p> <p>④ 保育士の確保と定着を一層進めるため、更なる処遇改善と配置基準改善を進めること。</p> <p>⑤ 児童養護施設等の地域分散化、高機能化等を推進するため、児童入所施設措置費を確実に措置すること。</p> <p>⑥ 結婚支援をはじめとした少子化対策を地域の実情に応じて積極的に展開できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の大幅な拡充や一層の運用弾力化を図ること。</p> <p>⑦ 不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けることができるよう、不妊検査及び特定不妊治療をはじめとする不妊治療の保険診療適用を拡大するとともに、男性不妊治療については、指定医療機関の要件緩和等、実態に沿った制度となるよう見直しを行うこと。</p> <p>⑧ 産後ケア事業が母子保健法上の事業に位置付けられたことから、産後ケアを行う医療機関・助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、技術的助言や財政支援を講ずること。</p> <p>⑨ 子どもの医療費助成に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置は、未就学児だけでなく、小学生から高校生までについても廃止すること。</p>
6. 社会保障の充実  <b>【主な要望先】</b> 内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	<p>① 手話言語法を制定すること。</p> <p>② 地域医療構想の議論や取組の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応により公立・公的病院の果たす役割の重要性が再確認されたことを踏まえ、期限設定することなく、地域の実情に立脚した柔軟な取扱いを行うこと。</p> <p>③ 深刻な医師不足が依然続いていることを踏まえ、医師不足や医師偏在の解消に向け、鳥取大学医学部の臨時定員による地域枠の措置を継続するとともに恒久定員を増員すること。また、地方に配慮した臨床研修募集定員や専攻医募集定員シーリングの設定、専門医の地域での受入れ促進のための財政措置等、地域の実態を十分に踏まえた上で国が主体的に対策を行うこと。</p> <p>また、医師の働き方改革については、地域医療に支障が生じないよう関係者と十分に調整したうえで制度を構築すること。特に、医師を派遣する病院に対し、時間外労働の上限規制として設けられる「連携B水準」の実効性が担保されるよう、医師派遣を担う大学及び医療機関に対して丁寧に制度の趣旨を周知すること。</p> <p>④ 地域包括ケアシステムの実現に向け、自治体病院が中核的な役割を担っていることから、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の充実や多職種連携などの地域包括ケアシステムの推進に係る交付税措置を拡充するとともに、自治体病院が療養病床等から介護医療院へ転換する際に、病院経営に影響が生じないよう転換前の病床と同等の交付税措置を新設すること。</p> <p>⑤ 医療提供体制推進事業費補助金は、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供するために必要不可欠であることから、安定的な事業実施ができるよう十分な予算を確保すること。</p> <p>⑥ 看護師の確保及び離職防止のため、処遇改善、職場環境整備のための施策を充</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>実すること。</p> <p>⑦ 薬剤師確保対策を行う地方の取組への財政支援など定着対策を行うこと。</p> <p>⑧ がん検診の実施主体を明確にするとともに、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法等に基づく健康診断に併せて実施する体制や保険者の費用負担に関するスキームを整備するなど、全ての国民ががん検診を確実に実施できる法制度を確立すること。また、がん診療連携拠点病院の機能強化等に資する財政支援等を充実すること。</p> <p>⑨ 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて地方に支障や負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。また、都道府県ガバナンスの強化に向けた普通調整交付金の見直しの検討については、地方の意見を十分に反映させること。</p> <p>⑩ 認知症の人やその家族が安心して地域で暮らせるよう、予防を含めた認知症への備えの取組や認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築、地域の実情に応じた体制づくりなど自治体が行う認知症対策に財政支援を行うとともに、新薬「アデュカヌマブ」等の早期実用化並びに治療費支援を行うこと。</p> <p>⑪ 喫緊の課題である介護人材の安定的確保に向け、処遇改善を更に進めること。併せて、介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組むこと。</p> <p>⑫ 就労系障害福祉サービスの報酬設定については、令和3年度の改定後も引き続き実態を把握・検証し、十分な支援が行えるよう必要に応じ見直すこと。また、障がい児・者の地域移行を進めるためのグループホームなどの施設整備に対する財政支援を充実すること。</p> <p>⑬ 地域福祉の推進や特にコロナ禍等での災害時の対応に大きな役割を果たしている市町村社会福祉協議会の安定的な運営を確保するため、財政措置を充実すること。</p>
<p>7. 観光、経済・産業対策、働き方改革の推進</p> <p>【主な要望先】 内閣府 内閣官房 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>① 県内空港・港湾の再興の後押しが期待される訪日誘客支援空港の制度を継続するとともに、支援対象となる空港を拡大すること。</p> <p>② ユネスコ世界ジオパークの取組が一層進展するよう、観光での活用や情報発信、学校教育・社会教育等の取組を推進するとともに、地方の取組に対するジオパークに特化した財政支援制度を創設すること。</p> <p>③ 令和3年4月から、働き方改革関連法の同一労働同一賃金をはじめとする各種法令が中小企業に導入されたが、対応が十分に進んでいない現状もあることから、法の内容と各企業が取り組むべき事項を十分に周知すること。</p> <p>④ 性別に関わりなく働きながら安心して子育てや介護ができる環境づくりを推進するため、保育・介護環境や育児・介護休業制度の充実を図るとともに、従業員の仕事と家庭の両立を応援するイクボスの取組を深化させ、介護しながら働きやすい職場環境づくりも担う「ファミボス」の取組を支援するなど、ワーク・ライフ・バランス実現を促進すること。</p> <p>⑤ 消費税軽減税率制度の実施に伴い令和5年10月に導入される「インボイス制度」について、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策を講じること。</p> <p>⑥ 特定技能制度については、外国人就労者の受入れが進んでいないことから、特に地方部において制度活用が進むよう実効性のある方策を打ち出すこと。</p> <p>⑦ 農林水産業者の競争力の強化に向け、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、スマート農業関連実証事業等の十分な予算確保など、引き続き万全の対策を講じること。</p> <p>⑧ 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫措置に使用する防護服、マスク、手袋等の資材を国内の続発に備えて、都道府県だけでなく国も十分量を備蓄すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>⑨ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や、農業の生産性向上と高付加価値に資する農地整備、畑地かんがい等の生産基盤整備や農村地域のため池を含めた防災・減災対策の着実な推進に十分な予算を確保すること。</p> <p>⑩ 皆伐再造林を含め、持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、林道事業等に係る当初予算を十分確保するとともに、スマート林業等の推進に向け十分な予算を確保すること。</p> <p>⑪ 世界的な木材の供給不足を契機に、外材依存から国産材活用への転換を図る等、国産材の安定供給に向け予算措置を含めた緊急的な対策を講じること。</p> <p>⑫ 境漁港における高度衛生管理型市場整備について、引き続き早期完成が実現できるよう十分な予算を確保すること。また、令和2年度から取り組んでいるスマート漁業関連事業の一層の推進に向けて、十分な予算を確保すること。</p> <p>⑬ 境港におけるマイワシの安定的な漁獲に向けて、資源水準に基づいた適切な漁獲枠の配分に努めるとともに、漁獲量変動に対応できる十分な留保枠を準備すること。</p> <p>⑭ 多獲性魚種の集中した水揚げ時での価格安定を支える「特定水産物供給平準化事業」について、必要な予算を確保すること。</p>
<p>8. 人材育成</p> <p>【主な要望先】 文部科学省</p>	<p>① 学校における三つの「密」の回避と「新しい生活様式」を実現するとともに、学校生活や人間関係への円滑な対応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、全学年への少人数学級の導入を着実に推進するとともに、その際、加配定数を維持・拡充し、トータルでの教職員定数の充実・確保を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。</p> <p>② 新学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科教員の加配措置を次年度以降も拡充すること。また、民間委託による外国語指導助手の配置についても財政措置を行うこと。</p> <p>③ 学校現場における教職員の多忙解消・負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置を拡充するための財政支援を充実すること。</p> <p>④ 学校現場において教職員が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、養護教諭の配置の充実を図るとともに、看護師、理学療法士等の専門スタッフについても標準法において定数配置化すること。</p> <p>⑤ 小・中学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向であることから、通級指導担当教員の基礎定数化及び通級指導を行う高等学校も含めて特別な支援を必要とする児童生徒に対する加配措置を進めること。</p> <p>⑥ 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、教育支援センターにおける事業拡充（ICT等による学習支援）や運営経費への財政措置を講じること。</p> <p>⑦ 様々な事情により学校に通えない義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に対する運営費支援やフリースクール等に通う児童生徒に対する経済的支援制度を創設すること。</p> <p>⑧ 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、私立高等学校と同等の就学支援金の支給制度を創設すること。</p> <p>⑨ 公立学校の老朽化対策、非構造部材の耐震対策等の各種事業の実施について十分な予算を確保するとともに、補助要件の緩和及び補助率等の引上げをすること。</p> <p>⑩ 高等教育の無償化の対象となる高等教育機関の要件のうち、専門学校の収容定員充足率については、学校関係者や自治体の意見を聴き、地域の実情を踏まえて見直すこと。</p> <p>⑪ 令和5年度以降の実施を目指し進められている休日の部活動の段階的な地域移行について、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するとともに、教員の</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	負担軽減に配慮したものとなるよう取組を推進すること。
<p>9. 原子力発電所の安全確認</p> <p>【主な要望先】 内閣府 経済産業省 原子力規制委員会</p>	<p>① 中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>② 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断すること。</p> <p>③ 原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、その対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>④ 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。また、避難行動要支援者の移動手段、医療従事者・介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。</p>
<p>10. 暮らし、人権尊重のまちづくり</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 国家公安委員会 総務省 法務省 外務省 厚生労働省 国土交通省 環境省 原子力規制委員会 防衛省</p>	<p>① 松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の即時帰国を実現するため、国際社会と連帯して、具体的な行動を起こすこと。</p> <p>② 障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消に向けて、法律に基づき実効性のある対策を講じること。また、インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立すること。</p> <p>③ 低濃度PCB廃棄物の計画的な処理に向けて掘り起し方策の明示や使用状況の届出等、法令上の必要な措置を講じるとともに、処理促進のための財政支援等を行うこと。また、平成31年3月の特例処分期限後に存在が判明した高濃度PCB廃棄物について、処分に係る対応策を講じること。</p> <p>④ 鳥取市で発見された発生場所等が不明な放射性物質を含む投棄物について、迅速かつ安全・安心に処理できるよう、関係省庁が連携し、国が責任をもって放射性物質を含む廃棄物の処理を行うための貯蔵施設・処理施設及び処理ルートを整備すること。</p> <p>⑤ 中海の護岸整備について、大橋川下流域の中海湖岸堤の整備促進を図るとともに、窪地対策などの水質浄化対策並びに汚濁原因等の解明や海藻が果たす自然浄化機能等の調査研究など、水質保全対策を河川管理者として国の責任において推進すること。</p> <p>⑥ 上下水道施設の更新や耐震化等に係る財政支援の拡大を図ること。</p> <p>⑦ 空中給油・輸送機（KC-46A）の航空自衛隊美保基地への配備にあたっては、今後の予定等の各種情報について、地元への迅速かつ丁寧な説明を行うとともに、安全・騒音面の検証等の事項について国が責任をもって十分適切に対応すること。</p> <p>⑧ 米軍機の低空飛行訓練について、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たること。日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。</p> <p>⑨ サイバー空間の脅威への対処、高速道路等における交通安全対策、暴力団対策、原子力等災害対策を講じるため、警察官を増員すること。</p> <p>⑩ 令和3年に発生した日本卸電力市場における電力価格の高騰を踏まえ、安定的に適正な価格での電力供給が可能となる仕組みを早急に構築すること。</p>